

# 平成29年度採用秋田県高等学校等奨学金 (東日本大震災被災者用) 募集要項

公益財団法人 秋田県育英会

## 1 申込資格 (対象者: 全学年)

東日本大震災で被災したことに伴い、平成23年4月以降に秋田県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程(以下「高校等」という。)に進学または転入学し、経済的理由により修学が困難な生徒

## 2 貸与月額 (無利子貸与)

原則として在学する学校の自宅外月額 (希望により自宅月額を選択することも可能)

	自宅外月額	自宅月額
公立	23,000円	18,000円
私立	35,000円	30,000円

## 3 貸与期間及び貸与方法

### (1) 貸与期間

秋田県内の高校等に在学している期間内において希望する月から貸与する。ただし、平成29年4月を限度とし、在学する高校等の標準修学期間を越えては貸与しない。

### (2) 貸与方法

秋田銀行本・支店の奨学生本人名義の預金口座に対して、原則として偶数月の17日に2ヶ月分ずつを振込により貸与する。

## 4 返還方法

貸与期間の3倍の期間内において、月賦、年賦又は半年賦から選択した方法により返還する。(詳細については、裏面「返還に関する留意事項」参照のこと。)

## 5 提出書類

### (1) 平成29年度「秋田県高等学校等奨学金 (東日本大震災被災者用)」申込書

### (2) 平成29年4月以降発行の本人以外の家族 (同一生計者) 全員分の住民票 (マイナンバーが記載されていないもの・続柄が省略されていないもの)。ただし本人以外の家族 (同一生計者) で高校生以上の生徒・学生については、在学証明書又は学生証の写しで住民票に代えることができる。

※同一生計者とは、生計を共にする家族のことであり、基本的には同居家族であるが、単身赴任や学生である等の理由で別居している場合でも、生計を共にしている場合は同一生計とみなす。

### (3) 届出避難場所証明書等、避難していることが分かる書類

- 6 申込先 在学している学校
- 7 申込締切 平成30年2月末日までに学校を通して本会に必着のこと  
(申込は随時受付する。)
- 8 採用結果 随時審査し、採用の可否について学校へ通知する。
- 9 募集に関するお問い合わせ 在学している学校または当会へ  
公益財団法人 秋田県育英会  
〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎5階  
TEL 018-860-3552 FAX 018-860-3555

### 返還に関する留意事項

#### 1 返還期間

貸与期間の3倍の期間内で全額返還していただきます。正当な理由もなく返還期間が過ぎても返還されない場合は、年利率5%の延滞利息が課せられます。

#### ※ 参考

- ・返還額の例1…… 公立高校で自宅外月額(23,000円)の貸与を受けた場合  
～ 月賦返還: 7,660円(端数は、初回返還額に加算) 年賦返還: 92,000円  
半年賦返還: 46,000円
- ・返還額の例2…… 私立高校で自宅外月額(35,000円)の貸与を受けた場合  
～ 月賦返還: 11,660円(端数は、初回返還額に加算) 年賦返還: 140,000円  
半年賦返還: 70,000円

#### 2 返還方法

貸与期間が終了し6ヶ月経過後、「月賦」「年賦」及び「半年賦」のいずれかの方法により、奨学金の振り込み口座として当会へ届け出た口座から口座振替で返還していただきます。

#### 3 借用証書

貸与終了年度の10月ころに借用証書を作成していただきますが、借用証書作成に当たっては、申込時に「連帯保証人」として立てた方以外に「本人」及び「連帯保証人」とは別生計の方で原則として65歳未満の方を「保証人」として立てていただきます。

また、借用証書には「連帯保証人」及び「保証人」の方は実印押印の上、印鑑登録証明書を添付していただくこととなっておりますので、ご承知置きください。